

指名及び入札状況閲覧簿（決定）

案件番号	000002150	業務区分	建設工事
業種	土木一式	詳細業種	
工事番号及び工事名	農管第59号 猪野々554（頭首工）災害復旧工事		
工事場所	福知山市 猪野々 地内		
工事期間	自 平成26年 9月30日 ~ 至 平成27年 3月31日		
入札方法	条件付一般競争入札	契約方法	総価契約
入札・見積日	平成26年 9月25日 14時0分 電子入札	落札方法	価格競争
概要	<p>工事概要 工事延長 L=55.6m コンクリート構造物（堰体工）V=752m³、護床ブロック撤去・設置 N=74個、大型土のう工 N=605袋、工事用道路工 V=646m³、水替え工 N=1式、敷鉄板設置・撤去工 A=561m²</p> <p>予定価格：53,241千円（税抜）最低制限価格：46,303千円（税抜）</p>		

項番	企業名又は委任先名	1回目 入札価格(円) (評価値)	2回目 入札価格(円) (評価値)	3回目 入札価格(円) (評価値)	4回目 入札価格(円) (評価値)	5回目 入札価格(円) (評価値)	備考
1	株式会社アシダ組	46,522,000					-
2	株式会社門野組	53,000,000					-
3	岸下建設株式会社	46,661,000					-
4	株式会社衣川組	53,200,000					-
5	三丹開発株式会社	50,578,000					-
6	世紀建設株式会社	46,407,000					-
7	セイリョウ建設株式会社	46,580,000					-
8	創生建設株式会社						辞退
9	大栄工業株式会社	46,488,000					-
10	大立工業株式会社	46,545,000					-

契約の相手	名 称	中小路建設株式会社		
	住 所	福知山市字立原 1 3 番地		
契約金額 (消費税及び地方消費税を含む)	50,090,400 円	最高予定価格 (税込み)	57,500,280 円	
		最低制限価格 (税込み)	50,007,240 円	
(条件付一般競争入札の場合)	当該資格 (入札参加条件)	(1) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。(2) 平成26年度福知山市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で「土木一式」のA等級に登録されている者のうち、福知山市内に本社又は本店を有するものであること。(3) 建設業法の基準を満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。		
	参加させなかった者、その理由	なし		
(指名競争入札の場合) 指名者の指名理由				
(随意契約の場合) 相手方の選定理由				
第1回変更契約	変更額	791,640 円	変更契約日	平成27年3月31日
	変更工期	～ 平成28年3月16日		
	変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・現場調査の結果、仮設用排水ポンプ運転に必要な電力供給が不可の状態であるため、変圧器の設置を電力会社へ申請する。それに伴う電気設備用工事負担金の計上を追加する。 ・床掘の結果、岩盤が存在しない為、上流堰体工と左岸側下流堰体工の構造を岩着タイプからフローティングタイプへ変更する。 ・河川内の施工は非出水期(11月～5月) に行う必要があり、2期工事は11月からの施工となるため、工期を平成27年3月31日から平成28年3月16日まで延長する。 		
第2回変更契約	変更額	3,071,520 円	変更契約日	平成27年4月24日
	変更工期	～		
	変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・左岸上流水叩工区間から左岸側既設石積護岸までの区間において、現場精査の結果、既設構造物の破損が著しく、貯水及び用水導水機能に支障をきたす状態であるため、構造物の復旧を追加する。 ・1期工事(左岸側)で使用中の仮設工事用の土砂は2期工事(右岸側)において再利用で計画(左岸から右岸へ直接搬出入)している。しかし、実施工程上、2期工事を実施するのは非出水期となる平成27年11月からとなる為、仮設工事用の土を仮置きすることへ変更する。 		
第3回変更契約	変更額	622,080 円	変更契約日	平成27年7月21日
	変更工期	～		
	変更理由	平成27年7月17日通過の台風11号豪雨により、未復旧箇所が被災を受け、貯留機能及び取水機能が低下した。そのため受益地下流域への供給用水量が不足する状況に陥ったため、仮設の取水用ポンプを設置し、かんがい期間(8月31日まで)の応急対応を図るため。		
第4回変更契約	変更額	4,625,640 円	変更契約日	平成27年12月9日
	変更工期	～		
	変更理由	平成27年7月17日通過の台風11号による復旧予定箇所の増破状況を確認した結果、当初の復旧内容では不完全であることが判明した為、復旧する堰体構造の変更を行う。右岸上流水叩工区間の上流部及び既設石積護岸までの取合区間の水叩き等において、現場精査の結果、構造物の破損が著しく、貯水機能等施設維持に支障をきたす状態であるため、構造物の復旧を追加する。右岸側水叩工下流部において、一部区間において河床保護工が存在しないことが判明した為、洗掘防止処置としてかご工を追加する。		

第5回変更契約	変更額	760,320 円	変更契約日	平成28年2月29日
	変更工期	～		
	変更理由	<p>本工事における残土は自由処分としているが、京都府の土砂条例による許可を受けた処分地へ処分を行うため、特記仕様書第12条第2項に基づき、土壤調査費の計上を追加する。床掘の結果、推定岩盤線の位置が当初想定位置と異なっていることが判明したため、土工量や構造物の構造を変更する。右岸既設石積護岸の下部が洗掘を受けている状況であるため、施設機能維持の為、根継工を追加する。仮設工で使用した大型土のう袋や仮設道路築造に支障となった笹竹等の処分を追加する。現場精査により各数量を変更する。</p>		
第6回変更契約	変更額		変更契約日	
	変更工期	～		
	変更理由			